

年金額回復の具体的事例

○平成22年2月22日から26日までに全国の年金事務所で行った年金額試算において増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	75歳	女	726,200円	468,100円	1,194,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に185月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を相談窓口に持参され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約2,070万円
2	85歳	女	683,200円	227,800円	911,000円	回復前の厚生年金加入期間227月に26月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録26月が統合され合計が253月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が89,000円(年額)増額した。 ○また、この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の年金額109,900円の増額と厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。	遺族厚生年金 約380万円 旧法老齢年金 (未支給分) 約1,070万円
3	87歳	女	664,500円	471,600円	1,136,100円	回復前の厚生年金加入期間138月に46月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人から「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が送付され調査したところ、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録46月が統合され故人の40歳以降の厚生年金の期間の合計が184月となったことから、40歳以降の厚生年金の期間が180月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が70,300円(年額)増額した。 ○また、この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の年金額93,000円(年額)の増額と40歳以降の厚生年金の期間が180月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。	遺族厚生年金 約900万円 旧法老齢年金 (未支給分) 約520万円

4	57歳	女	615,800円	513,800円	1,129,600円	回復前の厚生年金加入期間230月に42月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録42月が統合され合計が272月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が21,600円(年額)増額した。(夫は老齢厚生年金受給開始可能年齢前に死亡のため未支給年金は発生しない)	約1,940万円
5	83歳	男	604,700円	401,200円	1,005,900円	回復前の厚生年金加入期間0月に134月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出た会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,420万円
6	62歳	女	583,300円	603,700円	1,187,000円	回復前の厚生年金加入期間212月に80月を追加。	○ご本人の夫の老齢基礎年金裁定請求書の審査時において、ご本人のものと思われる厚生年金記録があったことから、「ねんきん特別便(再交付用)」をご本人に送付した。後日、ご本人が旧姓、会社名、勤務期間を記入した回答票を相談窓口を持参され、ご本人の申出の旧姓情報等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金記録が判明し、記録を統合した。	約1,660万円
7	73歳	女	581,900円	601,600円	1,183,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に176月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,660万円
8	73歳	男	573,300円	1,783,700円	2,357,000円	回復前の厚生年金加入期間198月に149月を追加。	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、回答票に本人が記載した会社名、勤務期間により年金手帳番号の払い出し簿等を調査したところ、ご本人の申出と一致する未統合の厚生年金の記録が判明した。後日、ご本人より再裁定申出書の提出があり、記録を統合した。	約1,350万円
9	故人	男	549,700円	1,537,700円	2,087,400円	回復前の厚生年金加入期間279月に96月を追加。	○ご本人(故人)の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻が「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を持参し窓口を訪れる。回答票に記載された故人が勤務していた会社名、勤務期間により旧台帳等を調査したところ、氏名(カナ氏名)、会社名、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録96月の統合により、ご本人が生前受給されていた老齢厚生年金が549,700円(年額)増加し、ご本人の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。 ○また、厚生年金の記録96月が統合されたことで、ご本人の妻が受給されている遺族厚生年金の年金額が147,700円(年額)が増額した。	老齢厚生年金 (未支給分) 約980万円 遺族厚生年金 約230万円

10	74歳	女	508,500円	820,600円	1,329,100円	回復前の厚生年金加入期間105月に141月を追加。	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)」のフォローアップ対象者であるご本人に連絡をとり、ご本人が申出された旧姓情報、会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、後日、ご本人からの届出を受け記録を統合した。	約1,450万円
----	-----	---	----------	----------	------------	---------------------------	---	----------

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 2、3、4、5)
ねんきん特別便(全員便)	2件 (事例 1、9)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	3件 (事例 7、8、10)
その他(老齢基礎年金の裁定請求書の審査時)	1件 (事例 6)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	3件 (事例 2、4、10)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)